

〔作成上の注意〕

- (1) 過去に研究経過報告書を提出済みであっても、平成22年4月30日までに研究成果報告書等を提出できない場合には、本理由書を提出すること。
- (2) 「4. 未提出物」欄には、提出できないものに○を付すこと。
- (3) 「5. 平成22年4月30日までに提出できない理由」欄には、これまで提出できなかった理由及び現時点においても真にやむを得ず提出できない理由（けが・病気等）を具体的に記載すること。
- (4) 「6. 提出予定時期」の理由欄には、当該時期となる理由を簡潔に記載すること。（提出予定時期は、原則平成22年7月30日までで設定すること。）
- (5) 研究代表者が死亡し、かつ研究分担者もないなど、研究成果報告書等を作成できない場合は、研究代表者の所属機関代表者名により本理由書を作成することとし、「5. 平成22年4月30日までに提出できない理由」欄にその旨記載の上、提出すること。